

第百十七号議案

東京都都税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「第四十八条第一項又は第二項」を「第七百三十九条の五第一項又は第二項」に、「によつて」を「により」に改める。

第二十四条の九の見出し中「徴収金」の下に「等」を加え、同条第一項中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に改め、「徴収金」の下に「又は森林環境税に係る徴収金（同条第一項に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次項において同じ。）」を加え、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第四十二条第三項」を「第七百三十九条の四第二項」に、「によつて」を「により」に改め、「徴収金」の下に「又は森林環境税に係る徴収金」を加え、「においては」を「には」に改める。

第二十四条の十一第一項第二号から第四号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第五号中「によつて」を「により」に、「還付し、又は充当した」を「還付した」に改める。

第四十八条の二十四第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき、」に、「保存しなかつた者」を「保存しなかつたとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第七十条第一号及び第二号中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

第百三条の十六第一項中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき、」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

附則第六条の二の四第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第六条の三第二項を削る。

附則第七条の三第二項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

附則第十四条に次の一号を加える。

十一 法附則第十五条の九の三第一項 二分の一

附則第十五条第二項中「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋」を、「若しくは第五項」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項」を、「熱損失防止改修工事等」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項に規定する工事」を、「附則第七条第十一項に規定する書類を」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項の規定の適用を受けようとする者にあつては地方税法施行規則附則第七条第十六項に規定する書類を」を加え、「附則第七条第十四項」を「附則第七条第十八項」に改め、同条第三項中「若しくは第五項」の下に「、法附則第十五条の九の三第一項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の三第二項を削る改正規定、附則第十四条に一号を加える改正規定並びに附則第十五条第二項及び第三項の改正規定並びに附則第六項の規定 公布の日

二 第七十条第一号及び第二号の改正規定並びに附則第四項の規定 令和七年四月一日

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都都税条例（以下「新条例」という。）第十九条第二項及び第二十四条の十一第一項第五号の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の都民税について適用し、令和五年度分までの個人の都民税については、なお従前の例による。

3 新条例第二十四条の九の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の都民税に係る徴収金又は森林環境税に係る徴収金について適用し、令和五年度分までの個人の都民税に係る徴収金については、なお従前の例による。

4 附則第一項第二号に掲げる改正規定による改正後の東京都都税条例第七十条第一号及び第二号の規定は、同項第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

5 新条例附則第六条の二の四第二項の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

6 附則第一項第一号に掲げる改正規定による改正前の東京都都税条例附則第六条の三第二項の規定は、令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に取得された同項に規定する自家用の乗用車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 新条例附則第七条の三第二項の規定は、令和五年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課すべき自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。